

令和4年流山市教育委員会議第5回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年5月26日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時20分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 割田 由佳
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 大塚 昌浩
学校教育部長 宮本 信一
生涯学習部長 竹内 繁教
教育総務部次長兼学校施設課長 吉田 瑞穂
学校教育部次長兼学校教育課長 南 暁男
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長 鈴木 貴之
指導課長 郡司 美紀
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 小池 昌樹
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和

- | | | | |
|---|-------|-----------|-------|
| 7 | 事務局職員 | 教育総務課長補佐 | 遠山 美保 |
| | | 教育総務課庶務係長 | 山田 大輔 |
| | | 教育総務課主事 | 石戸 寛諭 |

8 議案等

- 議案第18号 令和4年度教育費補正予算案について
- 議案第19号 流山市教育支援委員の委嘱について
- 議案第20号 流山市いじめ防止基本方針の改定について
- 議案第21号 流山市いじめ対策調査会委員の委嘱解除について
- 協議 キ 教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）
- 協議 ク 教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）
- 協議 ケ 教育財産の目的外使用について（流山市コミュニティプラザ）

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

- | | |
|--------|---|
| 田中教育長 | <p>ただいまから、令和4年流山市教育委員会議第5回定例会を開会します。</p> <p>まず、令和4年流山市教育委員会議第4回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。</p> <p>（特になし との声あり）</p> |
| 田中教育長 | <p>特になしということですので、承認ということにします。</p> <p>それでは、教育長報告をお願いします。</p> |
| 教育総務部長 | <p>教育委員会議第4回定例会以後の動きについて、教育長に代わり御報告いたします。私からは2点御報告します。まず、第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会山口大会についてです。山口大会は、山口県KDDI維新ホールにて、令和4年5月12日（木）から5月13日（金）までの2日間開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大により、3年ぶりの開催となりました山口大会では、「未来を切り拓く教育の在り方」をテーマとし、全国から約600名の参加がありました。12日午前中に全国都市教育長協議会の定期総会が行われ、その後文部科学省による講話がありました。午後には教育行政・学校教育・生涯学習の3部門に分かれ、代表ブロックの実践例をもとに意見交換が行われました。13日には分野別研究発表会が行われ、2日間の大会が終了しました。主な話題としては、教職員の働き方改革・今後の部活動の</p> |

在り方・少子高齢化による統廃合の問題が取り上げられていました。

2点目は千葉県市町村教育委員会連絡協議会についてです。令和4年5月25日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会が行われ、議決を経て、田中教育長が新たに会長に就任いたしました。任期は令和4年度から令和6年度までの3年間となります。

学校教育部長

私からは、流山市教育委員会と聖徳大学及び聖徳大学短期大学部との、連携協力に関する協定締結について御報告いたします。令和4年5月18日、流山市教育委員会と聖徳大学及び聖徳大学短期大学部が、連携協定を締結いたしました。本協定は、相互の教育活動や生涯学習の充実を図るとともに、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的としています。今後、大学教授による教職員研修会の開催など教職員の養成及び資質向上に関する事、学生による奉仕教育活動の支援に関する事、生涯学習の推進に関する事などについて、同大学と意見交換をしながら、具体的に取組を進めてまいります。なお、同大学との締結式の模様は、流山市ホームページ内の「ぐるっと流山」にも掲載されておりますので、併せて御覧ください。

田中教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特になさいますので、以上で教育長報告については終了します。

これより議事に入りますが、議案第18号「令和4年度教育費補正予算案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、議案第21号「流山市いじめ対策調査会委員の委嘱解除について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会議規則第13条第1項の規定により、非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よってこれらの案件につきましては非公開とします。

それでは議事に入ります。

議案第19号「流山市教育支援委員の委嘱について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (流山市教育支援委員の人事異動に伴い、新たに委員を委嘱する旨の説明)

令和3年度末、流山市教育支援委員である小学校知的担任の人事異動に伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回の委嘱につきましては、流山市教育支援委員会条例第4条「委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。」の規定により、令和4年6月11日から令和5年6月10日までの1年間、委員を委嘱するものです。議案書7ページに委員の名前を記載しております。名簿のとおり新任1名を委嘱いたします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号「流山市いじめ防止基本方針の改定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (いじめに対する再発防止策と具体的取組の見直しに伴い、流山市いじめ防止基本方針を改定する旨の説明)

令和2年度、いじめ重大事態の調査結果を受けた再発防止策を策定し、その中で、再発防止を確実に実現していくために、流山市いじめ防止基本方針を見直すことを明記いたしました。基本方針の見直しに伴い、広く市民から

意見を求めることを目的としたパブリックコメントを実施し、令和4年4月28日の教育委員会議第4回定例会にて、パブリックコメントの実施結果及びいただいた御意見について、皆様に御報告いたしました。今般、いただいたさまざまな御意見を基に、流山市いじめ防止基本方針を改定いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。詳細につきましては、いじめ防止相談対策室長から御説明いたします。

いじめ防止相談対策室長

パブリックコメント実施の結果、13名の方から合わせて50件の御意見をいただきました。その中で、本基本方針に意見を反映したものが16件となります。御意見を受けて修正した箇所について御説明します。まず議案書11ページ上段「一定の要件を満たす場合に加害児童生徒は一週間教室への入室を禁じ、別室でオンライン授業を行うなど、いじめ加害者の隔離について具体的に定めて欲しい」という御意見ですが、これについては本基本方針でも、必要に応じて加害児童生徒に対し、学校教育法第11条の規定による懲戒や出席停止を行うことについて既に定めております。また、被害児童生徒や加害児童生徒の状況も、事案によってさまざまに異なることから、個々の事案ごとに具体的な判断が必要だと考えております。しかしながら、この御指摘を踏まえ、記載の内容として「いじめを受けた児童生徒への支援」の部分に、対応方法の例示として「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととするなど」という記載を追加しました。続いて12ページ中段です。ここは、言葉についての御指摘をいただきました。より誤解を与えないように、また、意図が明確に伝わるようにということで、好意から行ったこともいじめになる、という趣旨の文脈の中で、「好意」ではなく「善意」という言葉に改めます。また、「軽い言葉」という表現が、いじめを軽く見ているという誤解を与えかねないということもあり、「悪意なく発した言葉」と修正しました。続いて13ページ上段です。「いじめ被害者よりも加害者の方が多くの問題を抱えていることがあるため、いじめ加害者のケアにより原因や問題を解決することが必要である」という御意見ですが、いじめの加害者に対する支援、ケアが必要であるということは、我々も考えは一致するところですので。その意味も踏まえ、この部分に関しては、「いじめを行った児童生徒への指導」という箇所に「必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援を行うこと」の文言を追記しました。これについては、同様の意見をほかに3ヶ所いただいておりますので御案内します。14ページの下から2段目、15ページの下から3段目、19

ページの2段目になります。次に15ページ上段を御覧ください。「いじめをさせない指導は必須だが、いじめは起こるものであることを前提に、積極的に認知していく姿勢を広めて欲しい」という御意見です。いじめは起こりうるもの、また、積極的に認知することが重要であるという認識は、我々も考えは一致するところですので、この御指摘を受け、「いじめについての理解と基本理念」の箇所に「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題であり、積極的に認知することが重要である」との文言を追加しました。これについても同様の御意見をほか3件いただいておりますので、該当箇所を御案内します。16ページの1段目、20ページ2段目、21ページです。次に16ページを御覧ください。2段目以降になります。

「児童等」と「児童生徒」の言葉、また「学校」と「学校の教職員」の言葉の使い方についての御指摘をいただいております。「児童等」と「児童生徒」の使い分けについては、御指摘を受け「児童生徒」という表記に統一するよう改めました。また「学校」と「学校の教職員」の言葉については、それぞれの言葉の使い方について説明を加えております。その下の段になります。それぞれ会議、委員会等を記載していますが、それに対しての注釈を記載して欲しい、という御指摘です。御指摘を受け、それぞれのページに注釈を加えました。1つ空けて下の段になります、「相談から解決までのフロー図を追加するように求める」という御意見です。本基本方針案には、巻末の資料1として、いじめに関わる機関の関係図を表示しておりましたが、タイトルがフロー図と混同しやすいタイトルでしたので、そのタイトルを「いじめ問題に関わる組織関係図」と改めました。また、この御意見にあるように、実際に相談を受けてから解決までの対応のフロー図については、この後、教育委員会で作成する予定のいじめの対応マニュアルに、フロー図も含めた詳細を掲載します。その下の段、教育委員会といじめ防止相談対策室の言葉の使い方についての御指摘です。教育委員会の担当窓口としていじめ防止相談対策室を明記している部分と、それ以外の部分で分けて記載することとし、それ以外の部分については、誤解を避けるために全て教育委員会という表記に統一しました。次に20ページ3段目です。「いじめ防止の実践に『人権教育』や『子どもの権利条約』を取り入れるように求める」という御意見です。この御指摘を受け、「いじめの問題についての教職員の共通理解」の部分に、「児童生徒の人権や多様性の尊重を踏まえて」という記載を追加しました。

以上が、パブリックコメントの実施を受けて修正した部分となります。このような形で取りまとめをいたしました。この内容で、流山市のいじめ防止

基本方針とさせていただきますと考えております。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員

13ページ2段目の「NPO団体との連携が必要である」という意見について、よく読んでいくと、後半にはまた別の内容が書かれているように思います。「実体験を検証していく機会があれば、現状を改善すべく効果的な気がします」とあり、これはケーススタディがとても効果があるのではないかと、という御意見なのではないかと思えます。ケーススタディは資料にすると膨大な量になるかと思えますが、現場の先生にとっては、とても役に立つのではないかと思えます。例えばケーススタディを活用するために資料を職員室に1冊置いておき、先生方が自由に見ることができるようにするなどの対応ができると思えますので、ケーススタディについて考えていただければと思いました。

いじめ防止相
談対策室長

ケーススタディという意味では、実際にさまざまな事案が発生している内容を踏まえて、特に重大事態を中心にですが、発生した事案をもとに、我々いじめ防止相談対策室で行っている教員のいじめ防止のための研修の中に、ケーススタディ的なものを盛り込んで実施しています。これからもいろいろな事案の経験値の積み上げができていくと思えますので、それは逐一、全ての教職員が共通理解できるような方法をとっていきたいと考えています。

山本委員

いじめの対処に関するフロー図を対応マニュアルに今後盛り込むということでしたが、このフロー図ができたなら、インターネット上に掲載する前に、私たちに事前に見せていただくことは可能でしょうか。

いじめ防止相
談対策室長

はい、分かりました。

山本委員

それに付随して、12ページ「軽い言葉」の表現の修正を求めるという意見に対し、「軽い言葉」を「悪意なく発した言葉」に改めるということでしたが、もともと何が問われているかということ、「いじめに当たるか判断する際の注意事項」ということであり、「悪意なく発した言葉」というのは立場により変わると思えます。悪意に受け止めるか受け止めないかは、その子が悪意だと思えば悪意ですし、言っている方が悪意でないと言えば悪意ではないです

ので、誰の視点で判断するかにより難しくなるかと思います。「好意」を「善意」に改めるのは良いと思いましたが、子どもは道徳を学んでいるので「善意」という言葉は理解しやすいと思います。ですので、例えば「善意から行ったことが、思いがけず相手に心身の苦痛を感じさせた行為や言葉で傷付けたもの」のような形にしてはどうかと思います。要は、善意でやっていたプロセスだった、ということで、「善意」というのは一定のラインがあり、「悪意」というのは見方によって変わるのではないかと思います。「善意」は道徳的な視点で言うと、良いか悪いかの判断がしやすいと思います。ここで求められていることが、いじめに当たるかを判断する際の注意事項ということだったので、どうかと思い質問させていただきました。

いじめ防止相
談対策室長

ありがとうございます、今ここでそれをどう修正するかはお答えできませんが、貴重な御意見として承ります。

杉浦教育長職
務代理者

13名の方から御意見をいただいたとのことですが、もし可能であれば、13名の方が保護者的な方なのか、どの地区の方なのか等の情報が分かれば教えてください。また、今後対応マニュアルを作成するという回答があったと思いますが、より誠意をもった回答にするためにも、いつ頃を目途にマニュアルを作成する等があると、より伝わるものが多くなると思います。いずれにしても、パブリックコメントを実施し、御意見をいただき、でもやはり原案と基本変わりませんでした、ということが比較的多いように感じる中、それぞれの意見を丁寧に取り上げ、修正すべきところは修正、追加するというのは大変なことだと思いますし、よりこの方針自体が良くなったのではないかと、お話を聞きながら感じました。

いじめ防止相
談対策室長

御意見をいただいた方それぞれの属性等の資料は今、手元に持ち合わせておりませんので、改めて御案内させていただければと思います。また、対応マニュアルの作成目途についても、今の段階で明確にしておきませんので、御意見を伺った上で改めて期限の提示を考えていきたいと思っています。

羽中田委員

11ページ上段の修正案について、「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととする」と示されていますが、もちろんこれはきちんと根拠のあることですが、誰がその判断をしていくことになるのですか。誰がどのように判断していくかということを明確にしておかないと、

少し説明不足ではないかと思います。

いじめ防止相
談対策室長

こちらは学校内での別室指導ということですので、判断の主体は校長の判断になると考えています。ただ、これを行うにあたり、保護者への十分な説明、該当の子どもたちへの説明等、丁寧に行っていく必要があるということは十分承知しております。

羽中田委員

これはとても難しいことだと思います。文言で示されていても、実際にこれをやるとなれば大変なことになると思いますし、それに対する責任も負わなければいけないと思います。ですから慎重にしなければいけないと思うのですが、その前に10ページで、全く情報共有ができなかった、対応が遅れたという御意見もある中、こういった形でそうした判断をするかということも、フロー図の中に入れていただきたいと思います。言葉で示すことはとても簡単ですが、なかなか現実問題には、めったにできることではないと思っています。それにも関わりますが、フローチャートを作っていただき明確にさせていただくということと、10ページに書かれているような、1ヶ月経っても何も変わらずというところで、本日も新たに任命されていましたが、教育支援委員というのはいじめの再発防止等に関わっていくのでしょうか。

指導課長

教育支援委員は、就学に関わる特別な支援を要する子どもたちを、どのように支援していくかというものになりますので、本件とは違うということになります。

羽中田委員

分かりました。もう1点、先ほど山本委員からも「悪意なき」という言葉についてお話がありましたが、「些細な」という言葉も気になる部分があり、「些細な」というのは小さな、等いろいろありますが、それを些細だと受け止めるのは対象によって違ってくると思います。「些細な兆候」とは何だろう、という疑問が生じました。「些細な」という言葉は、要するにいじめの兆候を見逃すことなく、ということで十分なのではないかと考えました。

山本委員

いじめの加害者児童生徒のカウンセリングという文言が結構出ており、私も心理士でカウンセリングを行っている立場なのですが、どのようなカウンセリングを行うのかということが一番大切なことで、先ほども道徳観で話をしましたが、「善」や「良い行動」で考えると、いじめはいけないということ

は、もちろん加害者児童生徒も分かっているわけです。分かっているにもかかわらずやるのか、ということを引き詰らないと、いじめは収まらないのではないかと私は思います。私がもし加害者児童生徒をカウンセリングする立場であれば、恐らく「価値観を修正すること」と、「人を理解すること」のカウンセリングを行うと思います。やはり善悪はどうカウンセリングしても意味がないですし、そうした行動をやらない、と教えるのも、その子の価値判断だったり、人を理解すること、「あなたが言う普通が、その子にとって普通なのか」という人の理解がまず大切な気がします。ですので、「必要に応じて専門家によるカウンセリング」の部分は、この子にこうなってもらいたい姿を少し入れたカウンセリングと書いた方が、万人がよりイメージできるのではないかと思いました。私であれば、価値観の修正や人を理解することのカウンセリングと書くだらうと思いました。参考にさせていただければと思います。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第20号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、協議キ「教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(流山市選挙管理委員会委員長 林 健二 より、東洋学園大学旧校舎の敷地の一部に参議院議員選挙に係る公営ポスター掲示場を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

名称は東洋学園大学旧校舎、使用面積は0.614平方メートル、使用者は流山市選挙管理委員会、目的は参議院議員選挙に係る公営ポスター掲示場の設置のためです。使用料は流山市行政財産使用料条例第4条第1号の規定により免除としております。使用期間は令和4年6月9日から令和4年7月15日までです。場所は正面奥の道路沿いです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、協議キは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議キは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ク「教育財産の目的外使用について（東洋学園大学旧校舎）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長

(学校法人東洋学園理事長 愛知 太郎より、教育活動の一環として東洋学園大学旧校舎の施設の一部を使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

名称は東洋学園大学旧校舎、使用面積は第2体育館1階アリーナ部分の990平方メートルです。使用者は学校法人東洋学園、目的は、教育活動の一環として使用するためです。使用料は流山市行政財産使用料条例第4条第2号の規定に基づき、使用料の2分の1を免除するものとし、使用期間153日間で1,369,448円とします。許可期間は令和4年7月1日から令和4年11月30日までとします。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

割田委員

許可期間が11月30日までというのは、工事が始まるからですか。

学校施設課長 はい、工事が始まるまでの期間ということです。今後、南流山中学校の移転の工事に入りますので、それまでの期間という限定を付けています。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議クは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議クは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議ケ「教育財産の目的外使用について(流山市コミュニティプラザ)」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

スポーツ振興課長 (流山市教育委員会教育長 田中 弘美より、流山ロードレース大会事務所設置のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

名称は流山市コミュニティプラザ、使用部分は正面入り口を入り右手側にある、現在は指定管理者の自主事業の準備室として使われている部屋です。使用者は流山市教育委員会(スポーツ振興課)、目的は流山ロードレース大会事務所設置のため、使用料は流山市行政財産使用料条例第4条の規定により免除、許可期間は令和4年6月1日から令和5年3月31日までとし、令和5年4月1日以後は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとします。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議ケは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議ケは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等報告に移ります。指導課からお願いします。

指導課長 (流山市小学校陸上競技大会について、姉妹都市交流について報告)

田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者 2つのツアーについてですが、過去に能登に行った子どもたちにアクシデントがあったかと思います。十分そのあたり確認等されているとは思いますが、よろしくお願いします。それから、このチラシを見て一番気になったのが遊覧船クルーズなのですが、当然これも大丈夫なはずであると思っておりますが、保護者の方の中には心配に思う方もいらっしゃるかもしれませんので、そのあたりの安全確保と、事前の確認や準備を万全にさせていただきますようお願いいたします。

田中教育長 そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

議案第18号「令和4年度教育費補正予算案について」
教育総務部次長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第21号「流山市いじめ対策調査会委員の委嘱解除について」
学校教育部長、いじめ防止相談対策室長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 委員が1名空席であり、且つ会長がいないということは、現在調査会で審議していることや、調査会の審議自体に影響があるかと思うが、その影響を極力少なくするために、こういった対応をお考えか。

(答) 対応という意味では、追加で委員を補充することは考えていない。副会長とさまざま相談を重ね、副会長を中心に今後の調査を進めていくという方針で、現在考えている。

田中教育長

続きますして非公開の各課等報告に移ります。いじめ防止相談対策室長からお願いします。

いじめ防止相談対策室長

(いじめ重大事態の発生報告について)

田中教育長

以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

事務局

次回の教育委員会議は、6月30日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、6月30日(木曜日)、午前10時から開催することとします。

以上で、令和4年流山市教育委員会議第5回定例会を終了します。

(閉会 午前11時20分)